

川通中学校 ボランティア登録制度運営要綱

(目的)

第1条 さいたま市立川通中学校 学校運営協議会（以下「学校運営協議会」）が設置する「ボランティア登録制度」は、本校生徒が学校・PTA・地域社会が主催するボランティア活動に自主的に参加することにより、社会貢献や福祉活動への関心を高めるとともに、教職員・保護者・地域住民との交流を深めながら、より豊かな地域社会づくりを構築することを目的とする。

(運営の概要)

第2条 本制度では、学校運営協議会が窓口となり、事前にボランティア登録を行った本校生徒とボランティア活動を依頼する各種団体等との懸け橋となるものとする。

(ボランティア登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できるのは、以下の要件を満たす生徒とする。

- (1) 本校在学中の生徒。ただし登録の際には、保護者の承諾を必要とする。
- (2) 社会貢献や福祉活動、より豊かな地域社会づくりに理解と熱意のある生徒とする。

(登録方法)

第4条 本制度への登録に関しては、以下のとおりとする。

- (1) ボランティア登録を希望する生徒は、所定のボランティア登録用紙に必要事項を記入し、学校運営協議会に提出するものとする。
- (2) 学校運営協議会は、申請を認める生徒を登録名簿に登載する。
- (3) ボランティアに登録された生徒は、登録後、登録用紙の記載事項に変更があった場合、速やかに学校運営協議会に連絡する。

(ボランティア活動の依頼対象)

第5条 本制度により依頼できるボランティア活動の対象は、以下に掲げる団体等が行う営利を目的としないものとする。

- (1) 本校教職員が主催する校内でのボランティア
- (2) 本校PTAが主催する各種活動でのボランティア
- (3) 本校学区内の地域住民及び公共団体が主催する各種活動でのボランティア
- (4) その他学校運営協議会が適当と認めた営利を目的としない団体が主催する各種活動でのボランティア

(ボランティア活動の依頼)

第6条 本制度への活動依頼に関しては、以下のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を依頼しようとする団体等は、原則として活動依頼日の1か月前までに所定のボランティア依頼申請書に必要事項を記入し、学校運営協議会に提出するものとする。
- (2) 学校運営協議会は、前項の活動依頼を適当と認めたときは、登録名簿をもとにボランティアを募集する。
- (3) 学校運営協議会は、前項によりボランティアを募集したときは、その結果を依頼団体に通知するものとする。
- (4) 学校運営協議会は、第1項の活動依頼を不適当と認めたとき又はボランティア応募者がいなかったときは、速やかにその旨を依頼団体に連絡するものとする。
- (5) ボランティア活動を依頼した団体等は、活動終了後、該当生徒にボランティア認定書を渡すものとする。

(ボランティア活動の免責・保険等)

第7条 本制度によるボランティア活動中の事故は、主催者側が加入する保険の範囲内で補償するものとする。

(報酬・経費の負担等)

第8条 本制度によるボランティア活動は、原則として無報酬とする。また、ボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、活動依頼団体及び個人が負担するものとする。

(ボランティアの義務)

第9条 ボランティア活動中に知り得たプライバシー及び個人情報（住所・電話番号・メールアドレス等）を第三者に漏らしてはいけない。なお、ボランティア登録取消後も同様とする。

附則 この要綱は2025年5月7日から施行する。